

【離島割】 還付金の申請はお早めに

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに、離島割引または小児運賃、障がい者割引運賃にて下記の航空路線をご利用された方は、「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」による還付金申請ができます。必要書類をご確認の上、4月3日（月曜日）までに市民課窓口にて申請いただきますようお願いいたします。※期限を過ぎると一切の受付ができませんのでご注意ください。

利用路線 石垣—那覇間、石垣—宮古島間、石垣—与那国島間



対象者 搭乗時に ●11歳以下の方 ●障がい者手帳、療育手帳をお持ちの方

申請に必要な書類

- ・搭乗券または搭乗証明書（運賃種別の記載があるもの） ・航空券購入時の領収書
- ・搭乗者の離島住民カード・本人または保護者等の通帳 ・印鑑（認印可）
- ・運転免許証など申請者の本人確認書類・障がい者手帳、療育手帳（障がい者の方のみ）
- ・還付金請求書

【問合せ】市役所市民課 ☎ 0980-82-1260

幼児教育・保育の無償化に関する手続きについて

認可外保育施設やファミリーサポートセンター等をご利用予定の保護者の皆様へのお知らせです。「保護者が仕事で保育ができない」など、下記の条件に該当する場合は、石垣市の認定を受けることで保育料の無償化を利用することができます。

※令和5年4月からご利用予定の方は、期間内の申込みをお願いします。

- 条件**
- ◆3歳から5歳児クラス：保育の必要性がある児童
 - ◆0歳から2歳児クラス：住民税非課税世帯で保育の必要性がある児童

受付期間 令和5年2月20日（月）～令和5年3月17日（金）まで
☆施設等を利用する前に申請を行い、認定を受ける必要があります。認定基準等の詳細についてはお問い合わせください。



【問合せ】市役所子育て支援課
（無償化担当） ☎ 0980-82-1704

窓口の混雑緩和にご協力ください

例年3月から4月の引越シーズンには市民課の窓口が大変混雑します。特に4月の一週目は不急の来庁は避けていただき、できる限りコンビニ交付や郵送請求、郵送による転出届等を利用していただきますようお願いいたします。各種手続き方法はホームページをご覧ください。

【問合せ】市役所市民課 ☎ 0980-82-1260

また、窓口での待ち時間短縮のため、LINEサイバー窓口をご活用ください。石垣市公式LINEの下部メニュー〔お役立ちツール → 申請・届出〕からアクセスできます。（※詳細は本誌12ページに。）

